

学校法人二戸学園岩手保健医療大学ガバナンス・コード適合状況等に関する報告書

令和4年9月7日 現在

本法人は、本学のガバナンス・コードに定めた各原則について、現段階において下記のとおり評価しています。

(※ 本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に示された章立てと必要な記載事項等に準拠して作成しています。)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
原則	摘要
1-1 建学の精神	<p>本学は、「人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人」を建学の精神とし、大学ホームページや大学案内等で公表しており、ガバナンス・コード（以下「コード」という。）に明示したことを満たしています。</p> <p>(建学の精神：https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spitit.html)</p>
1-2 教育と研究の目的、中期的な計画等	<p>2020年度～2025年度にわたる6年間の中期計画を策定し、大学の建学の精神に基づく教育及び研究、法人の管理運営及び財務に関する基本方針等を定めています。また、中期計画に基づき各年度の事業計画を示し、事業報告において当該年度の検証を行っています。さらに、中期計画及び毎年度の事業計画、事業報告は、大学ホームページで公表しており、コードに明示したことを満たしています。</p> <p>(中期計画：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/governance_project_r2-r7_201112.pdf)</p> <p>(事業計画・事業報告：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/ds_jigyo)</p>

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
原則	摘要
2-1 理事会	<p>理事会は、本法人の経営の安定化と教育・研究の充実を念頭に置いて業務を決めています。理事会において議決すべき重要事項は寄附行為に明示することにより議決事項の明確化を図るとともに、議決手続等の詳細は、「理事会運営規程」に定め、大学ホームページで公表しています。</p> <p>また、各年度の事業計画の策定及び報告について、理事会の議題として審議しており、情報の共有化と改善策の検討に繋げています。</p> <p>なお、これらの理事会での議事内容は、議事録に正確に記録し、保管しています。</p> <p>理事会では、大学運営が円滑で適切に行われるよう、学長に必要な教学上の権限を委ねています。学長が委任された教学事項は、教授会を中心に関連委員会等で審議・検討し、これを学長が決定する際の重要な判断材料とするなど、教育・研究の自律性と専門性を担保しています。また、毎週1回、理事長、学長等を構成員とする「法人運営調整会議」を開催することにより、教学上の課題等について情報共有を図っています。</p>

	<p>理事会の実効性のある開催のため、年間の開催計画を策定し、審議事項に関する資料を事前送付するとともに、十分な審議時間を確保しています。令和3年度においては計5回開催し、理事会への実出席率は95.6%となっています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことについて概ね満たしていますが、下記について今後検討していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各理事及び教学責任者である学長等の業務評価方法等の検討とその評価に基づいた改善策を提示していくこと。 <p>(理事会運営規程：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/ri_jikai_kitei/pdf)</p>
2-2 理事	<p>寄附行為第5条において理事9名を置く規定を定め、同第6条第1項各号により現在9名の理事を選任しています。理事のうち1名は理事長として本法人を代表し、その業務を総理しています。また、理事長を除く理事のうち1名を常務理事として選任しています。理事長及び理事の解任については、寄附行為第11条に明確に定めるとともに、各理事は法令、寄附行為、役員行動規範及び理事の内部規律に関する規程等を遵守し、本法人のために忠実にその職務を遂行しています。</p> <p>理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わらず、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けております。</p> <p>学内理事として、学長、研究科長を選任し、知識・経験・能力を活かし、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行に努めています。</p> <p>私立学校法第38条第5項に該当する理事として4名の外部理事を選任しており、これらの理事は、本法人の経営力・マネジメント強化のため、理事会においてさまざまな視点から意見を述べ、理事会の活性化に寄与しています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことについて概ね満たしていますが、下記について今後検討していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事の教育等に関する知識を深めるため、学外の関係機関が実施する研修への参加や本学が行うFD研修等への参加を働きかけるなど、十分な研修機会を設けること。 <p>(理事・評議員一覧：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/Yakuin2021.pdf)</p> <p>(寄附行為：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/kifukoui_r21023.pdf)</p> <p>(役員行動規範：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/yakuin_kihan.pdf)</p>
2-3 監事	<p>寄附行為第5条において監事2名を置く規定を定め、同第7条により2名の監事を選任しています。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を、理事会において選出した</p>

	<p>候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任しています。</p> <p>監事の監査が機能的に実施されるよう「学校法人二戸学園監事監査基準」を定め運用しています。また、その内容は、大学ホームページで公表し、教職員に周知しています。</p> <p>監事は年間の監査計画を策定し、監査事項、監査の視点、監査の方法及び監査の重点事項等について理事、教職員等の関係者に通知し、監査結果を具体的に記載した監査報告書として理事会及び評議員会に報告するとともに、大学ホームページを通して公表しています。</p> <p>また、監事は文部科学省が主催する学校法人監事研修会を受講し、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資するよう努めています。</p> <p>監事が業務を執行するに当たっては、本法人に置く内部監査室を中心に事務局が全面的に支援・協力するとともに、監査結果について、監事、公認会計士及び内部監査室の三者による意見交換の場を設定（三様監査）し、監査の充実に努めています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p> <p>(理事・評議員一覧：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/Yakuin2021.pdf)</p> <p>(監事監査基準：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/kansa_ki_jun.pdf)</p> <p>(監査報告書：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/Kansa_r02.pdf)</p>
2-4 評議員会	<p>評議員会は、次に掲げる事項について、理事会において理事長が決する前に、諮問機関としてあらかじめ意見を述べています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予算、借入金（年度内で償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 (2) 毎年度の事業計画及び中期計画に関する事項 (3) 寄附行為の変更 (4) 役員報酬等に関する基準 (5) 監事の選任に関しての同意 (6) 本法人の合併及び解散 <p>また、評議員会は、上記のほか、広く本法人が行う業務、財産の状況、役員業務執行の状況について報告を求め、意見を述べています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしていますが、評議員会の理事会に対するけん制機能等の設置の趣旨から、評議員の中から議長を選任すること（令和4年度事業計画記載事項）について、早急に対処する必要があるものと認識しています。</p>
2-5 評議員	<p>寄附行為第20条において評議員19名以上を置く規定を定め、同第24条第1項各号により現在19名の評議員を選任しています。評議員は、本法人の業務執行等に対する意見陳述や諮問等に適切に応えるため、さまざまなステークホルダーから、広範かつ有益で客観的な意見具申が期待できる者を選出しています。</p>

	<p>以上のように、コードに明示したことについて概ね満たしていますが、下記について今後検討していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員に対し、学外の関係機関が実施する研修への参加や本学が行うFD研修等への参加の働きかけ等、十分な研修機会を設けるよう努めること。 <p>(理事・評議員一覧：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/Yakuin2021.pdf)</p>
--	--

第3章 教学ガバナンス（学校法人運営の基本）	
原則	摘要
3-1 学長・学部長	<p>学長は、学則第1条に掲げる「岩手保健医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を総督しています。</p> <p>また、教職員が学長の大学運営方針、中期計画、理事会での本法人の経営情報等を十分理解・共有できるよう、教授会等で周知に努めています。</p> <p>学部長は、「岩手保健医療大学看護学部学部長選考規程」の規定に基づき、学部における校務を司り、学長不在の場合に、その職務を代行することとしています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしていますが、現在、学長が学部長を兼務しており、今後、早急に専任の学部長の選考についての検討が必要であるものと認識しています。</p>
3-2 教授会	<p>教授会は、大学運営の中核的機関として位置付け、大学の教育研究の重要な事項を審議するため設置しています。審議する事項については、「岩手保健医療大学教授会規程」及び「岩手保健医療大学大学院教授会規程」に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められている事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものでないことを両規程において明示しています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>

第4章 社会的信頼性（ステークホルダーとの関係）	
原則	摘要
4-1 学生に対する信頼性の確保	<p>教育に関する3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を明確に示すとともに、入試要項、学生便覧及び大学ホームページに明示しています。</p> <p>(アドミッション・ポリシー：https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#admission-policy)</p> <p>(カリキュラム・ポリシー：https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/)</p>

	<p style="text-align: center;">spirit.html#curriculum-policy)</p> <p>(ディプロマ・ポリシー：https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#diploma-policy)</p> <p>また、ハラスメント防止対策委員会を設置して、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対して、その排除・改善等に取り組んでいます。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>
4-2 大学の信頼性を高めるための役員・教職員の資質向上等	<p>実効性のある中期計画の策定、実行、検証・評価を行い、大学の質の向上を確実なものとするため、教授会の下に置く各委員会の委員として、教員と事務職員が協働して運営に当たっています。また、教学及び管理運営に関する事項について円滑な遂行を図ることを目的として、学長、研究科長等と幹部事務職員を構成員とする連絡調整会議を設け、教員と事務職員が一体となった大学運営ができるよう努めています。</p> <p>さらに、役員、教職員が建学の精神に基づいた大学運営、教育・研究活動等を一体となって推進し、社会的責務を実現するよう次のような取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事は、中期計画及び毎年度の事業計画を業務執行の中核に据え、上半期及び年度ごとに評価と改善策について意見を述べています。 ・ 監事は、毎年度の監査結果について、理事会及び評議員会に監事監査基準及び監査計画に基づいた報告書を作成し、理事会等に提示するとともに、大学ホームページにおいて公表しています。 ・ 教育に係る3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、各教員は毎年度、個々の教育・研究活動について評価し、「自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表しています。 <p>(自己点検・評価報告書：https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/data/tenken-hyouka_r02.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、教授会の下に置く「FD委員会」を中心に、年次計画（研修テーマ、研修対象等）に基づき、時宜に応じたFD研修を実施しています。 ・ 教職員のそれぞれの専門性と資質の向上を図るため、SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進しています。 <p>以上のように、コードに明示したことについて概ね満たしていますが、下記について今後検討していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事及び監事の経営能力や管理能力を高めるための外部研修機会等、教職員の知見を高めるための各種研修への積極的参加の機会を設けること。
4-3 社会の信頼性を高める仕組み	<p>平成16（2004）年度から、すべての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられています。本学は、令和5年度に日本高等教育評価機構の評価を受審し、評価結果を踏まえて教育・研究の質の向上、管理運営面に関し自ら改善を図り、これらの結果を本法人の中期計画に反映させることとしています。</p> <p>また、教育目標や組織目標の実現に向け、それぞれの目標の達成状況及び</p>

	<p>各種課題の改善状況等に関して、中期計画・評価委員会及び自己点検評価委員会を中心となって定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善等を進めています。</p> <p>自己点検や改善等に係る情報、本学の教育・研究に関する各種の情報を大学ホームページ等により積極的に公表しています。</p> <p>社会や地域の発展に貢献するため、本学の人的資源を活用した公開講座を積極的に開催しています。また、地方自治体等の各種の委員会委員や講師派遣の依頼などへの協力を行っています。</p> <p>令和3年度に設置した大学院においては、現職の看護師や看護関係の教員等の社会人を受入れ、それぞれの学生の学修（研究）目的に応じた指導を行なっています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>
4-4 危機管理と法令遵守	<p>危機管理への対応として、災害時の学内体制・緊急連絡網の整備、災害対策マニュアルを作成するとともに、避難（防災）訓練、減災・防災のための施設の点検、設備・備品等の整備を毎年度定期的の実施しています。また、ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針を定め、学生、教職員に周知しています。</p> <p>法令遵守の意識向上を図るため、教育・研究活動、業務に関し、寄附行為、学則及び学内諸規程について学内ファイルサーバーに掲載し、すべての教職員が閲覧できるようにしています。また、FD・SD研修会等によりさらなる意識の向上に努めています。</p> <p>法令等に違反する行為やそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受付ける窓口を定め、不適切な事案に対しては、関連規程に定める委員会等を中心に的確に対応するとともに、通報者の保護を図る仕組みを整えています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）	
原則	摘要
5-1 情報公開	<p>法人運営及び教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から、学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、下記情報について公表しています。</p> <p>(1) 教育・研究に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学の教育研究上の目的 ② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） ③ 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー） ④ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） ⑤ 教育研究上の基本組織 ⑥ 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績、入学者数、収容定員及び在学者数、卒業生数、進学者及び就職者数、進学・就職等の状況 ⑦ 授業科目、授業方法・内容及び年間授業計画

	<p>⑧ 学修成果に係る評価及び卒業・修了認定基準</p> <p>⑨ 校地、校舎等の基本的な施設・設備の状況、学生の課外活動環境の状況</p> <p>⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用</p> <p>⑪ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援</p> <p>(2) 学校法人に関する情報</p> <p>① 財産目録・貸借対照表・収支計算書</p> <p>② 寄附行為</p> <p>③ 監事の監査報告書</p> <p>④ 役員名簿（個人の住所を除く）</p> <p>⑤ 役員報酬に関する基準</p> <p>⑥ 事業報告書</p> <p>上記のほか、中期計画及び毎年度の事業計画、本ガバナンス・コード、学則などについても大学ホームページで公表しています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしており、今後、認証評価等の外部評価等を受審した際には、その結果についても公表し、教育研究及び大学運営等の改善を図っていきます。</p>
5-2 情報公開の手段等	<p>情報公開の手段・方法は、大学ホームページを中心に、日本私立学校振興・共済事業団が管理する「大学ポートレート」や大学案内、各種パンフレット等の媒体により行っています。</p> <p>また、上記（2）学校法人に関する報告書に関する情報については、大学ホームページに加え、大学事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供することとしており、閲覧に当たり、対象者、方法、項目等を明らかにした「情報公開規程」及び「プライバシーポリシー」を策定しています。</p> <p>その他、オープンキャンパス、進学説明会等をおして必要な情報を公開するとともに、各種メディアをとおした情報提供を行っています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>